

自然災害に便乗した点検商法にご注意ください！

<事例>

突然事業者が訪問し「お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。先日の大雨や風の影響かもしれない。今なら無料で点検する」と言うのでお願いすることにした。点検後写真を見せられ「放置すると雨漏りや近所に瓦が飛ぶなど大変なことになる。今なら安価で工事してあげる」と言われ、半信半疑だったがつい契約してしまった。しかし、慌てて契約したものでないので解約したい。



消費者庁イラスト集より

台風や大雨などの季節には、自然災害に便乗した、いわゆる「**点検商法**」と呼ばれる、訪問販売のトラブルが多くなる傾向にあります。

このような被害にあわないためのポイントをお伝えします。

👉 急に訪問した事業者とすぐに契約しない

急に訪問し、不安をあおることを次々と言い、消費者が本当に必要な工事なのかその場で判断することを困難にさせるような話をしてくる事業者もいます。急に訪問してくる事業者の話は一人では聞かず、家族などに立ち会ってもらおうなどしましょう。

👉 契約する時は見積もりを数社からとる

いくら安価にできると事業者が言っても、工事費用は高額になりやすいです。工事の必要性を検討し、本当に工事が必要だと決めた場合は、勧誘された事業者だけではなく、複数の事業者から見積もりをとり、納得した事業者と契約するようにしましょう。

👉 「保険で負担なく修理できる」をすぐ信用しない

事業者が「保険を使えば実質無料で修理ができる」などと言い、契約を迫る場合もあります。しかし、その言葉をすぐに信用するのではなく、本当に適用されるケースなのかを、加入先の保険会社に確認しましょう。

困った時は、長野市消費生活センター(026-224-5777) または
消費者ホットライン「188」へご相談ください。
(188は土日祝でも10:00~16:00の間はご相談できます。)